

●建築基準法第 55 条第 3 項第 2 号に関する一括審査による許可同意基準

制定 昭和 49 年 6 月 21 日議決  
改正 平成 10 年 6 月 22 日議決  
改正 平成 24 年 7 月 23 日議決  
改正 平成 28 年 3 月 14 日議決  
改正 平成 29 年 12 月 18 日議決

第 1 総則

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 55 条第 3 項第 2 号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域における学校の高さに関する許可に係る同意について、次の基準に該当するものは、一括審査を行うものとする。

第 2 基準

学校（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校）の建築計画に関し、次の各号に該当するもの

- 1 4 階建以下であるもの
- 2 建築物の各部分の高さは、北側斜線制限（高度地区の規定を含む。）による限度を超えないもの
- 3 校舎の北側の空地部分には、幅 2 m 以上の植栽帯を設け、隣家を俯瞰しにくいようにされているもの

第 3 提出書類

議案を建築審査会に付議するにあたり提出すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 「建築基準法第 55 条第 3 項第 2 号に関する一括審査による許可同意基準」に係る審査案件総括表（様式 1）
- 2 議案書（様式 2）
- 3 用途地域図（案内図を兼ねるもの）
- 4 配置図（付近状況図を兼ねるもの）
- 5 日影図

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。